

令和3年度 第1回景観審議会・自然環境保全審議会書面開催 議事録

令和3年度第1回景観審議会・自然環境保全審議会の議案に対する意見を、以下のとおり報告いたします。

1. 景観条例に基づく開発行為等協議案件について

- ①当該施設は農業に資する施設のため建設については理解できるが、十勝岳の展望への影響が危惧される。道道から見た際の景観を考慮した外構工事（植樹など）を要請してはどうか。また、工場施設建設の際に庭園建設などの緑化事業に対して町として補助を出すなど、一緒に取り組めるといいのではないか。

→①に対する事務局としての回答

ご意見いただいた十勝岳眺望への影響についてですが、十勝岳連峰を一望できる箇所として、町内では市街地や美沢地区のほか、郊外の展望公園などが考えられますが、いずれも当該建設地から離れた場所にあります。

また、当該建設地は大規模な農業関連施設が集約されたエリアであることや、高木が沿道に立ち並んでいることもあり、十勝岳連峰の眺望に与える影響は少ないのではないかと考えております。

外構工事については、一定規模以上の開発行為については、緑地化部分（芝生等）を設けることが義務付けられておりますので、植樹を含めた緑地化の推進を事業者に対して働きかけて参ります。

2. その他

- ・携帯電話基地局の設置について、住宅密集地にあるのは景観よりも住民に圧迫感を与えると感じる。スマートフォン等の普及は観光や生活の向上に繋がると思うが、美瑛の未来価値はそこではないと思う。

自分の家の横に巨大なアンテナが建つとどう思いますかね。人口、住宅は減ってもアンテナだけが残る街並みはどうかと。

→当該案件は、昨年度の審議会において審議した案件であり、景観形成基準に適合した工作物として同意の旨、申請者に対して通知していたところです。また昨今の情報化社会に鑑みると、今後も通信環境整備へのニーズが高まってくることが想定され、基地局の設置等の相談が増えてくると思われます。事務局としても、基地局等の施設が町民や周囲の環境に与える影響を十分に検討した上で、なるべく他社と共架してもらおうよう申請者に対して要望を行っていきたくと存じます。